

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求書の提出

令和4年1月31日

### 第2 請求の要旨

群馬県は、令和3年2月27日に県主催事業であるアートオークション「アートインキュベーション32」を実施し、業務受託事業者であるA社より同年3月31日付けの委託業務実績報告書を受け、事業委託料として総額約500万円を支出した。

その報告書には、群馬県が落札者から徴収すべき落札手数料について、その総額は184,500円とあるにもかかわらず、実際に群馬県が落札者から徴収した落札手数料の総額は175,500円にとどまっており、手数料の未徴収分があるという状況を示している。このため、このままでは群馬県の歳入に損害を与えていたことになる。

監査委員には、該当オークションについての委託業務実績報告書等を確認のうえ、群馬県知事に対して該当手数料の徴収を執行させるなどの適正な是正措置を講じさせるとともに、県主催事業に係る業務委託契約の厳格な履行を図る措置を講じさせることをお願いしたい。

### 第3 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

そして、住民監査請求が適法となるためには、問題とされる財務会計上の行為が地方公共団体に対して損害を与えるものであることが必要であるとされており、最高裁は住民監査請求の対象となる行為又は怠る事実は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、それが地方公共団体に損害をもたらすような関係にない場合は、住民監査請求の対象となる行為又は怠る事実に該当しない（最判平成6年9月8日平成6年（行ツ）第97号）と判示している。このことから、本件請求が適法となるためには、県に損害が生じているか、または将来損害が生じるおそれがあることが必要である。

本件措置請求において、請求人は、委託業務実績報告書（以下「報告書」という。）に記載されている落札手数料の総額184,500円に対し、実際に徴収した落札手数料の総額は領収済通知票を根拠に175,500円であるとして、県に差額である9,000円の徴収を執行させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求めているものと解される。

ところで、当該オークションにおいて出品されたもののうち、Lot16については令和3年3月の時点で売買契約の成立を巡りトラブルが生じ、後に売買契約自体が成立しなかったことが同年11月10日付け住民監査請求（その1）において明らかになっている。しかし、請求人の主張する落札手数料の総額184,500円にはLot16の落札手数料分9,000円が含まれていることが報告書から確認できる。

以上のことから、当該オークションにおいて県が徴収すべき落札手数料の総額は、184,500円から9,000円を減じた175,500円であり、これは領収済通知票の総額と一致する。

よって、請求人の主張からは当該オークションにおいて県が徴収すべき落札手数料に不足があるとは認められず、県に財務上の損害が発生しているとはいえない。

以上から、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。